

2024年4月

大臣認定保有工場各位
性能評価申請工場各位

株式会社 日本鉄骨評価センター
性能評価事務局

品質管理体制に関する運用指針の改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社の性能評価事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

性能評価における品質管理体制については、2015年よりMグレードにおける品質管理責任者と管理技術者の兼務の取扱いについて規定し、2019年には品質管理体制が適切であることを確認するため、品質管理責任者等に求められる要件など「M、H、Sグレードの品質管理体制に関する運用指針」を制定しました。

その後5年が経過し、今回、品質管理体制のあり方や品質管理責任者に求められる要件について全面的に改正しました（資料-1参照）。この改正された指針は、1年の周知期間を経て2025年度の申請受付（2025年6月1日～20日）より適用いたします。

改正の骨子は以下のとおりです。

- 1) 新しい運用指針はJ・Rを含む全グレードに対して適用になります。
- 2) 全グレードの現在の品質管理責任者、あるいは今後品質管理責任者になる方は、品質管理等に関する講習（※）を必ず受けていただく必要があります。
- 3) 全グレードで「品質管理責任者に関する報告書」を提出していただき、M・H・Sグレードにおいては、品質管理責任者は管理技術者等よりも上位または同等であることが求められます。

報告書の内容が品質管理責任者の要件を満たさない場合は、申請書を受理できなくなる、あるいは評価において不適合となることもありますので、慎重な対応をお願いいたします。

※：講習は、一般社団法人 鉄骨技術者教育センターが実施します。

講習の概要は資料-2を参照して下さい。

また、実施要領等の詳細については今後公表される鉄骨技術者教育センターのホームページをご参照下さい。 → <https://www.seec.or.jp/qminfo.html>

講習は2024年12月から始まります。2024年度の講習は、2025年度申請工場を優先して受け付けますので、2025年度申請予定の工場は、できるだけ申請前にこの講習を受けていただくようお願いいたします。

添付書類

資料-1 : 「品質管理体制に関する運用指針」

資料-2 : 「品質管理責任者講習会の実施について」

制定 平成 31 年 4 月 1 日
改正 令和 6 年 3 月 25 日

品質管理体制に関する運用指針

株式会社 日本鉄骨評価センター

本指針は、性能評価基準に基づく品質管理体制の評価について、品質管理責任者に必要な要件等を含めて運用方法を定めたもので、全グレードに対して適用する。

1. 品質管理体制について

性能評価基準では、品質管理体制について、「申請書に添付の組織図は、建築鉄骨製作工場の組織として適切であり、かつ、各部署の役割が明記され、その役割が適切である。品質管理責任者の下で、原則として下記の管理技術者、管理責任者及び溶接技能者が適切に配置されていること」と定めていることから、性能評価申請図書に基づき、次の事項を確認する。

- ① 品質管理責任者、管理技術者と管理責任者（以下、管理技術者等という）、及び溶接技能者は正社員である。
- ② 管理技術者等及び溶接技能者が保有する資格は有効である。
- ③ 管理技術者等及び溶接技能者の配置は適切である。
- ④ 品質管理責任者は、管理技術者等及び溶接技能者を兼務していない。ただし、J・Rグレードにおいては管理技術者等を兼務してよい。
- ⑤ M・H・Sグレードにおいて、品質管理責任者は指揮命令の観点から、管理技術者等及び溶接技能者より上位又は同等（同等の場合は、品質管理責任者の職務を遂行できる立場にあること）に位置付けられた者とする。

ただし、更新申請（工場移転等による申請を含む）において、やむを得ず社長等、品質管理責任者より上位のものが管理技術者等を担当せざるを得ない場合には、その管理技術者等に専任の担当者（※）を配置することで、その申請を認めることとするが、次回申請までには解消しなければならない。

※ 専任の担当者は、次のとおりとする。

- ・正社員で、品質管理責任者より上位に位置付けられていない。
- ・管理技術者等及び溶接技能者と兼務していない。
- ・社長等が検査管理技術者を担当する場合で、製品検査管理技術者と超音波検査管理技術者のいずれか一方に担当者（資格者）がいる場合は、業務を補佐することができるため、専任の担当者を配置しなくてよい。

2. 品質管理責任者の要件について

性能評価基準の品質管理体制で定めている品質管理責任者は、次の要件を満たす者とし、「品質管理責任者に関する報告書」（別添様式）に基づき確認する。

2.1 役割と位置付け

品質管理責任者は、鉄骨製作において品質管理を統括し、推進する役割を担う者として、社長から選任された者（社長を含む）とする。また、品質管理責任者は、独立した立場で品質管理の推進に関する一定の権限を有しなければならない。

2.2 知識・能力

品質管理責任者は、鉄骨製作に必要な技術に関する知識、及び品質管理業務を適正かつ円滑に遂行し得る能力を有する者とし、以下の項目をすべて満たすこと。

- ① 鉄骨製作に関する実務経験が5年以上ある者
- ② 一般社団法人鉄骨技術者教育センターが実施する品質管理責任者講習制度に基づく講習を受けた者

3. 品質管理責任者の職務について

品質管理責任者の役割を果たすために、品質管理責任者が工場の規模や製作実態に応じて適切に職務を遂行していることを確認する。品質管理責任者の具体的な職務は、「品質管理責任者に関する報告書」に示すとおりとする。

4. 本指針の運用開始時期について

本指針は、2025年度の性能評価申請から運用を開始する。

ただし、品質管理責任者講習の受講については、2026年度の申請までは猶予期間とし、2027年度の申請から本指針の運用を徹底する。（品質管理責任者に変更があった場合も同様に扱う。）

以上

品質管理責任者に関する報告書

(評価機関名)
代表取締役 殿

工場名 ; _____

代表者名 ; _____

下記のとおり、鉄骨製作工場の品質管理を統括・推進する品質管理責任者を選任したので報告いたします。

1. 品質管理責任者

所属・役職 ; _____

氏 名 ; _____

修了証 添付欄

(修了証が添付できない特別な事情があった場合は、
その理由を書面にて提出のこと)

2. 品質管理責任者の位置付け等 (太線枠内の該当する□に「レ」チェックを記入して下さい)

項目	具体的な内容	審査
(要件1) 位置付け	<役職> <input type="checkbox"/> 代表取締役 <input type="checkbox"/> 取締役 <input type="checkbox"/> 工場長クラス <input type="checkbox"/> 部長クラス <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<品質管理体制について> <input type="checkbox"/> 独立した立場で品質管理の推進に関する一定の権限を有している。 <input type="checkbox"/> 管理技術者、管理責任者及び溶接技能者との兼務はない。(RJグレードは除く) <input type="checkbox"/> 管理技術者、管理責任者及び溶接技能者より上位又は同等に位置付けられている。(RJグレードは除く)	
(知識・能力) 2)	<鉄骨製作に関する実務経験> <input type="checkbox"/> 5年以上～10年未満 <input type="checkbox"/> 10年以上～15年未満 <input type="checkbox"/> 15年以上	
	<品質管理責任者講習制度(一般社団法人鉄骨技術者教育センター)> <input type="checkbox"/> 品質管理責任者講習 (年 月 日、修了証番号 ;)	
	<参考;鉄骨製作管理に関する資格> <input type="checkbox"/> 鉄骨製作管理技術者1級 <input type="checkbox"/> 鉄骨製作管理技術者2級 <input type="checkbox"/> その他 鉄骨製作管理に関する資格 <input type="checkbox"/> 資格なし	
職務	<品質管理責任者の業務(担当業務全てに「レ」チェック)> <input type="checkbox"/> 品質に関する会議の主催と全体品質計画の立案・推進 <input type="checkbox"/> 社内基準(工作基準・検査基準等)および作業標準等の制定・改定の統括 <input type="checkbox"/> 教育訓練の推進 <input type="checkbox"/> 是正(不適合再発防止)活動および品質改善活動の推進 <input type="checkbox"/> 生産に関する会議への参画と各工事の品質計画(製作要領書等)の確認 <input type="checkbox"/> 購入・外注品の品質管理状況の把握と指導 <input type="checkbox"/> 各製作工程の品質管理状況の確認および指導と助言 <input type="checkbox"/> 不適合発生時の処置・対策の指導と助言 <input type="checkbox"/> 検査結果の確認と承認、および検査記録の保管・活用に関する指導と助言 () ※その他の場合はカッコ内に記入してください	

本報告書は、申請書に添付してください。なお、性能評価有効期間の途中で品質管理責任者の変更を行った場合も、変更届に本報告書の添付をお願いします。

鉄骨製作工場品質管理責任者講習会の実施について

1. 趣旨

当センターでは、新規事業として鉄骨製作工場の品質管理向上のため、工場に配置される品質管理責任者の育成講習会について、学識経験者、鉄骨ファブを委員とし、評価機関および当センターを事務局とするワーキンググループを設置して検討してきました。

その結果、講習会の内容についてまとめたので、当センター理事会において「鉄骨製作工場品質管理責任者講習会規程」など実施に必要な事項について決定しました。

以下に、本講習会の概要を説明いたします。

2. 制定（講習会）概要

- (1) 受講対象 認定を受けた鉄骨製作工場の品質管理責任者および
認定を受けようとする鉄骨製作工場の品質管理責任者
全国 2,200 人程度(現時点の 2 評価機関の認定工場数)
- (2) 講習科目 **鉄骨製作に関する知識**（鉄骨製作管理技術者資格 1 級または 2 級保有者は不要）および**品質管理知識・品質管理に関する倫理**(全員)
修了に際して試験やレポート提出等を行わない。
- (3) 講習日数 鉄骨知識：半日 品質知識：半日 計 1 日
- (4) 講習料金 鉄骨+品質：33,000 円 品質のみ：22,000 円
（「鉄骨製作工場品質管理講習テキスト」代を含む）
なお、鉄骨製作管理技術者教本は別途受講に必須
- (3) 講習頻度 年 1 回(2024 年 12 月開始、12 月～2 月)
当初 3 年間は全国 5 か所程度を予定(受講人数により見直しり、
また、受講生の多い地区は複数日開催予定)
4 年日以降は全国 2 箇所程度を予定
- (4) 性能評価との関係 性能評価における品質管理責任者の要件の一つとなる。
3 年間で全工場が順次受講するものとし、2027 年度からは必須
要件となる。
- (5) 更新講習等 実施しない。初回受講のみ。
- (参考)

受講者	鉄骨製作管理技術者 (1 級・2 級) 未取得者	鉄骨製作管理技術者 (1 級・2 級) 有資格者
講習内容 ・時間 (対面講義)	午前 鉄骨製作 9:00～12:00 (3H)	午前 なし —
	午後 品質管理 13:00～16:30 (3.5H)	午後 品質管理 13:00～16:30 (3.5H)
受講料	33,000 円 (税込)	22,000 円 (税込)

3. 2024 年度日程

2024年4月11日

2024年度 鉄骨製作工場 品質管理責任者講習 実施予定(案)

2024年度の講習については、全国5地区で次の通り実施予定としております。

①「資格未取得者」(品質管理に関する職務を5年以上有し、鉄骨製作管理技術者1級または2級を未取得の方)

…午前午後の講習【講習T+K】

②「資格取得者」 (鉄骨製作管理技術者1級または2級を取得している方)

…午後の講習【講習K】

講習会場と講習日

※●:受講対象区分

開催地	会場	日程	対象区分	【講習T】午前	【講習K】午後1	【講習K】午後2
				9:30~12:30	13:00~16:30	13:30~17:00
宮城	ハーネル仙台(仙台市)	2025年1月24日(金)	資格未取得者	●	-	●
			資格取得者	-	-	●
東京	TOC有明(東京都)	2025年2月20日(木)	資格未取得者	●	-	●
			資格取得者	-	-	●
		2025年2月21日(金)	資格取得者	-	●	-
愛知	フジコミュニティセンター(名古屋市)	2024年12月4日(水)	資格未取得者	●	-	●
		2024年12月5日(木)	資格取得者	-	●	-
		2024年12月6日(金)	資格取得者	-	●	-
大阪	ホテルマイステイズ新大阪コンファレンスセンター(大阪市)	2025年2月12日(水)	資格未取得者	●	-	●
		2025年2月13日(木)	資格取得者	-	●	-
		2025年2月14日(金)	資格取得者	-	●	-
福岡	福岡商工会議所(福岡市)	2024年12月11日(水)	資格未取得者	●	-	●
		2024年12月12日(木)	資格取得者	-	●	-

※1東京・愛知・大阪会場の受講者はご希望の講習日を選択願います。

※2 対象区分以外の時間帯では受講出来ません。

※3 申込は先着順とし、定員を超えた場合には他の会場のご案内等を指定することもあります。

以上